

## 屋外広告物の種類と許可権者

許可権者 広告物の種類	町田市長	多摩建築指導事務所長(東京都)
広告板(屋上・地上)	×	○
広告板(壁面)	表示面積20平方メートル以下のもの	表示面積20平方メートルを超えるもの
広告板(突出)	(1) 1面または2面表示の広告板 1面の表示面積が10㎡以下のもの	(1) 1面または2面表示の広告板 1面の表示面積が10㎡を超えるもの
広告板(突出)	(2) 3面以上表示の広告板 総面積20㎡以下のもの	(2) 3面以上表示の広告板 総面積20㎡を超えるもの
広告塔	屋上階高・地盤面より高さ2m以下のもの	屋上階高・地盤面より高さ2mを超えるもの
小型広告板・アーチ・装飾街路灯・店頭装飾	×	○
広告幕・立看板等・広告旗・はり紙・はり札等	○	×
アドバルーン	電飾でないもの	電飾のもの
電柱・街路灯柱利用・標識利用・車体利用	×	○

※複数の広告物を申請する場合で、町田市長許可分と多摩建築指導事務所長許可分がある場合  
(例えば壁面広告板と地上設置広告板)は、それぞれに申請書・手数料が必要です。

※町田市長許可分と多摩建築指導事務所長許可分のいずれも申請先は町田市役所道路管理課です。